

ハラスメント対策 セミナー

あなたの会社は
ちゃんと対応できて
いますか？

内容

2022年4月1日から中小企業にもハラスメント防止法が適用されています。
あなたの事業所ではきちんと対策ができていますか？
対策ができていない、また対策はしているけれど実際はできていないという経営者、管理職の方。
是非このセミナーを受講してください！

第1回 パワハラにならない叱り方

第2回 ハラスメントと実務

日時：令和5年**9月6日**水
14:00~16:00

日時：令和5年**9月20日**水
14:00~16:00

講師：社会保険労務士 **谷口 正樹**氏

講師：元兵庫県
姫路警察署長 **西岡 敏成**氏

場所：**市川町商工会館**

神崎郡市川町西川辺163-1
TEL: 0790-26-0099
URL: <https://ichikawa-hyogo.jp>

参加費：無料 定員：**20名**

定員になり次第締め切らせていただきます。どちらか一方だけの参加も可能です。

市川町商工会 行
「ハラスメント対策セミナー」参加申込書

FAX: 0790-26-0674

下記の申込書に必要事項をご記入の上、FAXでお申しいただくか、ご連絡ください。

事業所名	所在地		〒
参加者役職氏名	役職氏名 氏名	役職氏名 氏名	
T E L			

ご記入いただいた個人情報はこの事業運営にのみ使用いたします。

問い合わせ先

市川町商工会

〒679-2315 兵庫県神崎郡市川町西川辺163-1

TEL:0790-26-0099 FAX:0790-26-0674